

情報・システム研究機構職員の病気休職からの復職に関する規程

平成24年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第3条に基づき、職員を病気休職から復職させる場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「病気休職」とは、職員の傷病による休職のうち、精神性疾患が原因の休職をいう。

(復職委員会)

第3条 復職委員会は、病気休職した職員の復職に当たって、復職の適切な判定及び円滑な復職を目的として機構の各研究所及び本部事務局に設置する。

2 復職委員会では、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 病気休職者の復職の可否の判断に関すること
- 二 復職支援プランの作成に関すること
- 三 復職後の支援等に関すること
- 四 復職後の勤務状況及び業務遂行能力の評価
- 五 復職支援プランの実施状況の確認
- 六 その他病気休職者の復職に関する事項

(復職の決定)

第4条 機構長は、復職委員会の意見を踏まえ復職を決定する。

(復職後の就業上の配慮等)

第5条 復職委員会の審議に基づき、職員を復職させた場合、復職した日から起算して90日を限度として、次の各号のいずれかの就業上の配慮を実施する。ただし、当該就業上の配慮を実施する期間は、必要に応じ延長できる。

- 一 勤務時間の軽減
- 二 時間外勤務及び休日勤務の禁止
- 三 出張の制限
- 四 兼業の制限

- 五 裁量労働制の適用の制限
- 六 フレックスタイム制の適用の制限
- 七 軽作業又は提携業務への従事

(医師の診断)

第7条 前条の復職後の就業上の配慮を実施している職員に対して、機構の指定する医師の診断を命ずることがある。

(情報の保護)

第8条 個人情報の取り扱いについて必要な事項は、情報・システム研究機構個人情報保護規程に定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。